

茨城県報

昭和三十四年六月十二日  
第四千三百八十八号

目次

告示

ページ

|                          |   |
|--------------------------|---|
| ○とう精業者の登録.....           | 一 |
| ○土地改良区の設立認可.....         | 一 |
| ○同 役員の規定.....            | 一 |
| ○同 関係書類の縦覧.....          | 二 |
| ○同 解散認可.....             | 二 |
| ○同 設立認可.....             | 二 |
| ○同 役員の規定.....            | 二 |
| ○同 設立認可.....             | 三 |
| ○同 役員の規定.....            | 三 |
| ○同 計量器販売等の事業登録.....      | 三 |
| ○土地改良区定款変更の認可.....       | 四 |
| ○牛の結核病並びにブルセラ病検査の実施..... | 四 |
| ○計量器定期検査執行.....          | 四 |
| ○同 規定.....               | 四 |
| ○准看護人の登録.....            | 四 |
| ○建築基準道路の指定.....          | 五 |
| ○准看護婦の登録.....            | 五 |
| ○土地改良区役員就退任.....         | 五 |

公告

告

示

茨城県告示第五百十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の規定にも  
とづいて次の者をとう精業者として登録した。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 登録<br>番号 | 登<br>録<br>年月日 | 営 業 所 の 所 在 地 | 名 称 及 び 氏 名     |
|----------|---------------|---------------|-----------------|
| 一三三五     | 昭和二年<br>六月〇日  | 土浦市外西町三六番地    | 矢口福三郎商店<br>野口利助 |

茨城県告示第五百十三号

昭和三十三年十一月八日付東茨城県茨城町役場石崎支所内に事務所をおく、馬  
割干拓土地改良区の設立を認可した。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第五百十四号

馬割干拓土地改良区から左記の者が設立当時の役員である旨届出があつたから  
土地改良法第十八条の規定によつて公告する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

| 住 所               | 氏 名   | 摘 要 |
|-------------------|-------|-----|
| 東茨城郡茨城町大字上石崎三、九七七 | 野口武雄  | 理事  |
| 三、九四七             | 仲野兼太郎 | 〃   |

茨城県告示第五百十六号

昭和三十三年四月十九日付行方郡麻生町大字新宮に事務所をおく新宮土地改良区の解散を認可したから土地改良法第六十七条第三項によつて公告する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第五百十七号

昭和三十三年八月一日付東茨城郡茨城町役場、石崎支所内に事務所をおく潤沼干拓土地改良区の設立を認可した。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第五百十五号

昭和三十四年三月十日付鹿島郡大洋村大字上幡木、取次唐男はか四十九名から申請のあつて上幡木土地改良区の設立は適當と決定したので、土地改良法第八条第四項の規定によつて関係書類を左記のとおり縦覧に供する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

一、縦覧に供する書類

1 上幡木土地改良区定款 写

2 事業計画書

二 縦覧の期間

昭和三十四年六月十五日から七月五日まで 二十一日間

三 縦覧の場所

鹿島郡大洋村役場

|         |         |         |       |           |           |           |       |
|---------|---------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-------|
| //      | //      | //      | //    | //        | //        | //        | //    |
| 三、九〇五   | 一、八八一   | 一、〇二〇   | 三、六八一 | 九一五       | 二四五       | 〇一七の一     | 一八五   |
| 藤 枝 誠 造 | 鶴 田 公 行 | 石 崎 光 雄 | 阪 本 恒 | 鬼 沢 光 之 助 | 山 田 国 次 郎 | 中 村 千 代 吉 | 桜 田 茂 |
| //      | //      | //      | //    | //        | //        | 監 事       | //    |

茨城県告示第五百十八号

潤沼干拓土地改良区から左記の者が設立当時の役員である旨届出があつたから土地改良法第十八条の規定によつて公告する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

| 住 所               | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|---------|-----|
| 東茨城郡茨城町大字下石崎一、二五八 | 浅 野 清 藏 | 理 事 |
| //                | 大 谷 博   | //  |
| //                | 一、八三七の四 | //  |
| //                | 一、二〇七   | //  |
| //                | 一、六六三   | //  |
| //                | 二、二六七   | //  |
| //                | 八〇九     | //  |
| 二、四六七             | 龜 山 実   | //  |



第三九四号

//

竜ヶ崎市長、巽六番地

倉沢印刷  
株式会社

温度計、仕事計、工率計、熱量計、流量計、結度計、密  
度計、濃度計、周波数計(回転計を除く)、光度計、光束  
計、照度計、騒音計、屈折度計、湿度計、比重計及び耐  
火度計

第五〇五号

//

勝田市大字武田二、二六番地

佐々木 昭雄

茨城県告示第五百二十二号

昭和三十四年五月十八日付茨城県北茨城市関南町神岡下に事務所をおく大畑土地改良区から申請のあつた定款変更については六月十二日認可したから土地改良法第三十条第三項の規定によつて公告する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事

岩 上 二 郎

茨城県告示第五百二十三号

家畜伝染病予防法第三十一条の規定に基き左記のとおり牛の結核病並びにブルセラ病検査に実施する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事

岩 上 二 郎

記

- 一 実施の目的 牛のブルセラ病並びに結核病の発生予防
- 二 実施する区域 新治郡八郷町、新治村
- 三 実施の対象となる家畜の種類及びその範囲 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している牝牛
- 四 実施 期日 六月二十二日から六月二十六日まで
- 五 実施の方法 実施の方法
- (一) ブルセラ病検査 急速凝集反応法による。

(二) 結核病検査 ツベルクリン皮肉反応法による。  
六 その他 実施の細部については石岡家畜保健衛生所長の指示による

茨城県告示第五百二十四号

那珂湊市に対する計量器定期検査執行につき計量法第四百三十三条により執行区域器物提出の日時および場所を次のとおり指定する。ただし、計量法第三十九条、但書各号に該当する計量器は提出を要しない。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事

岩 上 二 郎

| 執行区域 | 器物提出の日時                                       | 器物提出の場所 |
|------|-----------------------------------------------|---------|
| 那珂湊市 | 昭和三十四年七月十三日から(午前九時から午後三時まで)<br>(ただし、七月十九日を除く) | 那珂湊市役所  |

茨城県告示第五百二十五号

那珂湊市に対する計量法第四百三十二条但書に該当する計量器の定期検査執行につき、計量法第四百三十三条の規定により次のとおり公示する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事

岩 上 二 郎

昭和三十四年七月十三日から  
同 年八月十三日まで

茨城県告示第五百二十六号

左のとおり准看護人の登録をした。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事

岩 上 二 郎

| 登録番号 | 種別   | 登録年月日      | 住所                  | 氏名    | 生年月日   |
|------|------|------------|---------------------|-------|--------|
| 五    | 准看護人 | 昭和三十四年六月二日 | 東茨城郡内原村<br>大字鯉淵西三の三 | 大島 良徹 | 昭八・三・八 |

茨城県告示第五百二十七号

建築基準法第四十二条第一項第五号の道路を左記のとおり指定した。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和三十四年六月十二日  
指定の位置 水戸市常磐町五、八四七番地  
道路の巾員及長さ 幅員 四メートル  
延長 三八・七メートル

茨城県告示第五百二十八号

左のとおり准看護婦の登録をした。

昭和三十四年六月十二日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 登録番号 | 種別   | 登録年月日      | 住 所                 | 氏 名   | 生年月日     |
|------|------|------------|---------------------|-------|----------|
| 九八二  | 准看護婦 | 昭和三十四年六月二日 | 日立市河原子町一八八三         | 遠藤 弘子 | 昭二七・四・一  |
| 九八三  | 〃    | 〃          | 那珂郡那珂町本米崎<br>三、四八の一 | 大部きよ子 | 〃三・九・四   |
| 九八四  | 〃    | 〃          | 稲敷郡美浦村<br>大字木原一七    | 塩谷 邦子 | 〃二七・二・五  |
| 九八五  | 〃    | 〃          | 水戸市松本町二丁目<br>三、三三   | 秋山美和子 | 〃二四・九・五  |
| 九八六  | 〃    | 〃          | 水戸市備前町八〇<br>岡崎病院    | 大竹 アイ | 〃二五・一〇・六 |

公

告

◎土地改良区役員就退任

明野町村田に事務所をおく村田村外三ヶ村土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定により公告する。

昭和三十四年六月十二日

茨城県常総土地改良事務所長 小 林 貞 良

記

一 退 任

| 住 所         | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------|-----|---------|-----|
| 真壁郡明野町大字吉田  | 理事長 | 尾見 恒夫   |     |
| 〃 〃 赤浜      | 理事  | 赤城 宗徳   |     |
| 下館市大字川連     | 〃   | 荒川 林一   |     |
| 真壁郡明野町大字村田  | 〃   | 青木 守    |     |
| 下館市大字深見     | 〃   | 板橋 昇    |     |
| 真壁郡明野町大字東保末 | 〃   | 内田幸三郎   |     |
| 〃 〃 村田      | 〃   | 大木 義一   |     |
| 〃 〃 竹垣      | 〃   | 大吉 翁助   |     |
| 〃 〃 高津      | 〃   | 小野木 直一郎 |     |
| 〃 〃 海老江     | 〃   | 河添清次郎   |     |
| 〃 〃 中上野     | 〃   | 小林宗五郎   |     |
| 〃 〃 竹垣      | 〃   | 佐藤源一郎   |     |
| 下館市大字茂田     | 〃   | 篠崎 五郎   |     |

|                     |         |        |             |  |
|---------------------|---------|--------|-------------|--|
| 真壁郡明野町大字村田一、五八〇番地の二 | 鷺島      | 二五八番地  | 鈴木福四郎       |  |
| 真壁郡明野町大字深見          | 寺上野     | 六三〇番地  | 堤忍          |  |
| 下館市大字成井             | 一、〇六八番地 | 中沢武雄   |             |  |
| 真壁郡明野町大字成井          | 三六〇番地   | 中島栄四郎  |             |  |
| 大字高津                | 五九番地    | 長沢秋三郎  | 任期満了<br>による |  |
| 海老江                 | 六二三番地   | 沼口昇一   |             |  |
| 下館市大字徳持             | 三五六番地   | 日向野定義  |             |  |
| 上川中子                | 一二五番地   | 広瀬良雄   |             |  |
| 真壁郡明野町大字海老江         | 五八一番地   | 広瀬長左衛門 |             |  |
| 鷺島                  | 二二二番地   | 古橋賢三   |             |  |
| 大林                  | 一九八番地   | 松本八郎   |             |  |
| 築地                  | 一九三番地の一 | 茂木慶次郎  |             |  |
| 村田                  | 一、五三四番地 | 山中正市   |             |  |
| 築地                  | 一六一番地   | 山口藤右衛門 |             |  |
| 古内五九六番地の内一          |         | 渡辺徳一郎  |             |  |
| 五〇三番地               |         | 渡辺繁寿   |             |  |
| 海老江                 | 六〇八番地   | 稲葉敬一   | 任期満了<br>による |  |
| 下館市大字茂田             | 一、五五五番地 | 島田泰一郎  |             |  |
| 真壁郡明野町大字中上野         | 六番地     | 中野彌一郎  |             |  |
| 村田                  | 一、六六〇番地 | 鈴木恒男   |             |  |

| 二就任         |         | 住   | 所     | 職名 | 氏名 | 摘要 |
|-------------|---------|-----|-------|----|----|----|
| 真壁郡明野町大字吉田  | 六三七番地   | 理事長 | 尾見恒男  |    |    |    |
| 村田          | 一、六五三番地 | 理事  | 青木守   |    |    |    |
| 下館市大字深見     | 二三七番地   |     | 板橋昇   |    |    |    |
| 茂田          | 一、五五九番地 |     | 飯塚元一郎 |    |    |    |
| 真壁郡明野町大字東保末 | 六五三番地   |     | 内田幸三郎 |    |    |    |
| 村田          | 一、五七一番地 |     | 大木義一  |    |    |    |
| 高津          | 一〇〇番地の一 |     | 小野直一郎 |    |    |    |
| 海老江一、五三八番地  |         |     | 河添信一  |    |    |    |
| 竹垣          | 四八八番地   |     | 佐藤源一郎 |    |    |    |
| 赤浜          | 六五八番地   |     | 坂入金一郎 |    |    |    |
| 成井          | 三七三番地の一 |     | 鈴木康一  |    |    |    |
| 中上野         | 六番地     |     | 中野彌一郎 |    |    |    |
| 海老江         | 六二三番地   |     | 沼口昇一  |    |    |    |
| 下館市大字徳持     | 三五五番地   |     | 日向野信義 |    |    |    |
| 上川中子        | 八八番地    |     | 広瀬栄吉  |    |    |    |
| 真壁郡明野町大字大林  | 一九八番地   |     | 松本八郎  |    |    |    |
| 築地          | 一九三番地の一 |     | 茂木慶次郎 |    |    |    |
| 古内          | 二五九番地   |     | 山口恵一郎 |    |    |    |
| 鷺島          | 二五八番地   |     | 渡辺繁寿  |    |    |    |
| 鈴木恒男        |         |     | 鈴木豊次郎 |    |    |    |

|         |         |    |         |     |       |       |       |
|---------|---------|----|---------|-----|-------|-------|-------|
| 下館市大字深見 | 一、〇六八番地 | 村田 | 一、六六〇番地 | 寺上野 | 六一七番地 | 大字海老江 | 六〇八番地 |
| 〃       | 〃       | 〃  | 〃       | 〃   | 〃     | 〃     | 〃     |
|         |         |    |         | 監事  | 監事    | 代     | 表     |
| 中沢      | 武雄      | 鈴木 | 恒男      | 喜三郎 | 古宇田   | 稲葉    | 敬一    |

◀ 県政の総覧 県民の六法 ▶

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、  
商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教  
育、文化、民政等あらゆる行政にわたる県  
民の権利、自由もしくは利害に、直接間接  
関係のある条例、規則、告示、公告等はい  
ずれも「茨城県報」に登載し公表されます。  
県政を理解することは県民の皆さまの事  
業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ  
知つてもらわねばならないので、県では実  
費でこの県報の有償配付をいたしております。  
購読御希望の方は、総務部文書課あてお  
申し込み下さい。購読料は、送料とも一ヶ  
月百円であります。

毎週月・水・金曜日発行

(緊急事項は号外発行  
休日の場合は繰下ぐ)

(定価送料共一ヶ月  
百円)

発行所 茨城県水戸市北三ノ丸一九番地

印刷所 茨城県水戸市北三軒町二四番地の四